

# 飯綱町森林整備計画書

( 飯綱町森林整備計画 変更計画書 )

(令和6年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 2年 4月 1日  
至 令和12年 3月31日

長野県 飯綱町

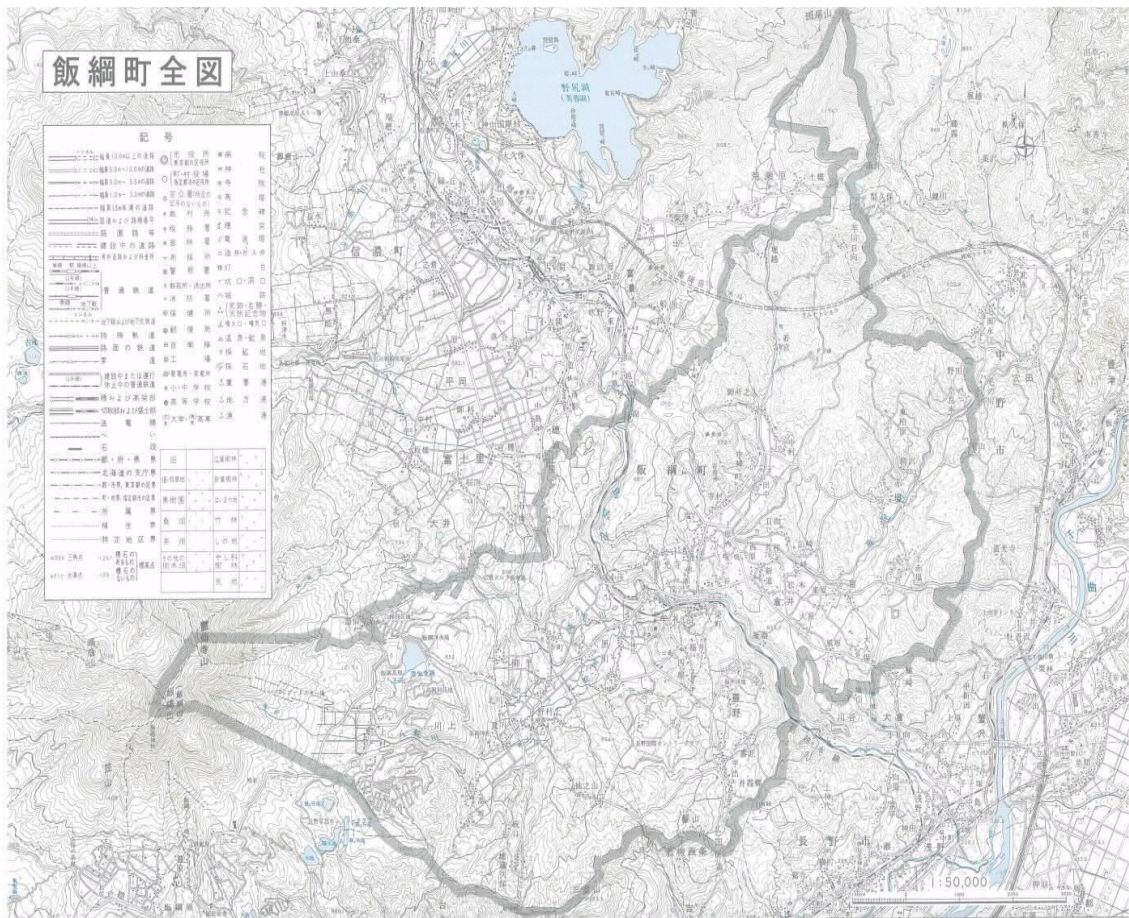
森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、飯綱町森林整備計画を変更する。

なお、飯綱町森林整備計画の変更は、令和 6 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 特に効率的な施業が可能な森林の区域の新設（P34）

位置図 (町図)



# 目 次

I 基本的な事項	頁
1 森林整備の現状と課題	7
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	11
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 地区ごとの目指すべき森林の姿	
(3) 計画期間内で特に森林・林業に関して取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	15
II 森林の整備	
第1 立木竹の伐採（間伐を除く）	16
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他	
第2 造林	19
1 人工造林	
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他	
第3 間伐及び保育	25
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他	

第4	公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	29
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
	(1) 水源かん養機能維持増進森林	
	(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源かん養機能維持増進森林以外の森林	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他	
	(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5	委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	34
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進	35
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施行実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7	作業路網その他森林整備に必要な施設	36
1	効率的な森林施業を推進するため路網密度の水準及び作業システム	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	
3	作業路網の整備	
	(1) 基幹路網	
	(2) 細部路網	
第8	その他	38
1	林業に従事する者の養成及び確保	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	
3	林産物の利用促進に必要な施設の整備	

### Ⅲ 森林の保護

第1	鳥獣害の防止	39
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止方法	
2	その他	

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	39
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	
3 林野火災の予防の方法	
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
<b>IV 森林の保護機能の増進</b>	<b>41</b>
1 保健機能森林の区域	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
<b>V その他森林の整備に必要な事項</b>	<b>42</b>
1 森林経営計画の作成	
2 生活環境の整備	
3 森林整備を通じた地域振興	
4 森林の総合利用の推進	
5 住民参加による森林の整備	
6 森林経営管理制度に基づく事業	
7 その他	
【計画策定の経過】	44
<b>VI 参考資料</b>	<b>45</b>
1 人口及び就業構造	
2 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	

# I 基本的事項

## 1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

- ・位置（飯綱町役場）  
東経 138° 14′ 08″ 北緯 36° 45′ 18″ 標高 497m
- ・面積  
75.00 km<sup>2</sup>（東西 13.9 km、南北 15.6 km、周囲 61.38 km）
- ・土地の地目別面積（平成 29 年 1 月 1 日現在）

田	畑	宅地	山林	原野	その他
9.08 km <sup>2</sup>	11.89 km <sup>2</sup>	4.95 km <sup>2</sup>	29.84 km <sup>2</sup>	3.96 km <sup>2</sup>	15.25 km <sup>2</sup>

気候は、典型的な内陸性気候である。気温は、年平均 10.9℃ であり、昼夜の気温の高低、四季の気温の較差が大きい。降水量は年平均が 1,000mm 前後であり、雨量は 6・7 月の梅雨期と 9・10 月の台風期に多くなる。

本町は、長野市や中野市の中心部へ車で 20～30 分で移動できる一方、里山と清流に囲まれた農村地帯であり、特にりんごの一大産地として知られ、県内の町村でも第 1 位の生産量を誇っている。近年は、りんごのオーナー制度や農業体験などにも力を入れ、農業と観光を融合させた取り組みも盛んになってきている。

また、飯綱東高原霊仙寺湖畔を中心とした観光エリアには、「いいづなりリゾートスキー場」をはじめ、「飯綱高原ゴルフコース」、日帰り温泉施設「むれ温泉・天狗の館」、オートキャンプ場、ペンションなどが集まり、四季を通じて楽しめる観光スポットが数多くある。

### (2) 森林・林業の現状

#### ①地域の森林資源

本町の森林面積は、総面積の 53% を占める 3,971 ha で、民有林面積は 3,605 ha である。そのうちカラマツ、スギ等を主体とした人工林の面積は 1,699 ha であり人工林率 47% である。

林齢の構成では、10 齢級以下の民有林が 1040.52 ha (29%) に対し、11 齢級以上の民有林が 2,544.43 ha (71%) を占めている。資源構成から積極的な間伐を実施しながら、主伐も視野に入れて施業を実施する必要がある。

【人天別森林資源表】

単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>

民 国 別	資 源 量	人工林			天然林				計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面積	1,688.08	11.84	1,699.92	192.39	1,690.86	22.24	1,905.49	1,880.47	1,702.70	22.24	3,605.41
	蓄積	629,468	597	630,065	48,106	170,079		218,815	677,574	170,676		848,250
国 有 林	面積	102.69	0.23	102.92	43.16	216.43	3.38	262.97	145.85	216.66	3.38	365.89
	蓄積	23,006	6	23,012	5,638	28,349		33,987	28,644	28,355		56,999
合 計	面積	1,790.77	12.07	1,802.84	235.55	1,907.29	25.62	2,142.84	2,026.32	1,919.36	25.62	3,971.30
	蓄積	652,474	603	653,077	53,744	198,428		252,802	706,218	199,031		905,249

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

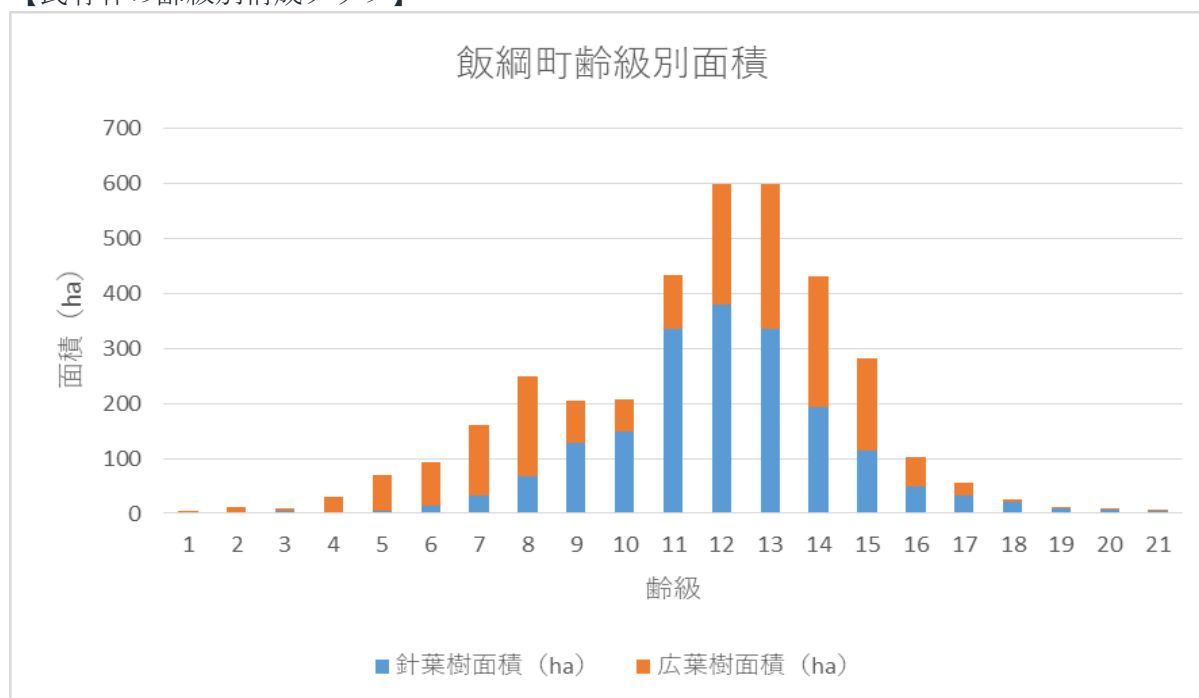
民有林の人工林割合 面積 47% 蓄積 74%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)		蓄積 (m <sup>3</sup> )			
	比率	計画内比率	比率	計画内比率		
アカマツ	204.13	5.7%	5.3%	50,733	6.0%	5.3%
カラマツ	884.01	24.7%	15.9%	263,937	31.1%	20.0%
スギ	777.88	21.7%	22.7%	360,331	42.5%	47.6%
ヒノキ	4.26	0.1%	0.7%	839	0%	0.6%
その他針	10.19	0.2%	2.5%	1,734	0.2%	1.6%
広葉樹	1,702.70	47.5%	52.9%	170,676	20.1%	24.9%
計	3,583.17	100%	100%	848,250	100%	100%

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、千曲川下流計画区内の森林に占める樹種の割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】





### ②森林の所有形態

森林面積 3,971ha の所有形態別の状況は、国有林が 366ha (9%) であり、民有林 3,605ha のうち公有林(県有林・町有林・財産区有林)が 322ha (9%)、私有林が 3,284ha (91%) である。

#### 【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
			割合		割合
公有林	県	68.69ha	21%	20,620 m <sup>3</sup>	24%
	市町村	224.50ha	70%	60,481 m <sup>3</sup>	71%
	財産区	28.65ha	9.0%	4,141 m <sup>3</sup>	5%
	計	321.84ha	100%	85,242 m <sup>3</sup>	100%
私有林	集落有林	51.24ha	2%	11,291 m <sup>3</sup>	1%
	団体有林	72.54ha	2%	17,031 m <sup>3</sup>	2%
	その他	3159.79ha	96%	734,686 m <sup>3</sup>	96%
	計	3283.57ha	100%	763,008 m <sup>3</sup>	100%
合計		3605.41ha		848,250 m <sup>3</sup>	

### ③林業労働の現状

当町に事務所を置いている林業事業体はないものの、主に森林組合と素材生産業(林業事業体)の2者が森林整備を実施している。各事業体は、高性能林業機械の導入を進めながら低コスト化を図っているところである。

森林施業は、搬出間伐が主となっているが、里山整備においては、森林税事業を活用した保育間伐も実施している。また、森林資源が充実してきていることから、主伐や病害虫対策のための更新伐も増加すると予測される。

林業事業体等による森林整備の他には、主に町有林において、「森林の里親制度」により、民間企業等の支援を得ながら、森林整備を進めている。

本町においては、製材所等の木材加工施設は少ないものの車で30分以内の距離に、長野県森林組合連合会が運営する原木市場「北信木材センター」や民間のバイオマス発電施設「いいづなお山の発電所」があり、木材の流通としての地利は恵まれている。

#### 【事業体別林業従事者】

区分	組合・事業者数	従業員数(人)		備考
			うち作業員数(人)	
個人事業主	1	1	1	佐藤木炭
生産森林組合	1	5	5	高坂
合計	2	6	6	

【林業機械等設置状況】

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機					
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器					
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
トラック					
グラップルクレーン					
フェラーパンチャ					
スキッド					
プロセッサ	1				
グラップルソー					
ハーベスタ	1				
フォワーダ	4				
タワーヤーダ					
スイングヤーダ	2				
合 計	8				

④ 林内路網の整備状況

高性能林業機械が林内で作業を行うために、森林組合や各事業者では、山の地形・地質条件や森林所有者の意向を考慮しながら、林内路網整備に努めている。

【路網整備状況(平成 30 年度末)】

区分	路線数	延長		密度	
			うち舗装		
基幹路網	公道	1 路線	36.5 km	36.5 km	10.1m/ha
	林道	1 路線	1.3 km	0.3 km	0.4m/ha
	林業専用道	路線	km	km	m/ha
	計	2 路線	37.8 km	36.8 km	10.5m/ha
森林作業道	9 路線	12.3 km	km	3.4m/ha	
合計	11 路線	50.1 km	36.8 km	13.9m/ha	

### ⑤保安林の配備、治山事業の実施状況

保安林については、水源涵養など特に重要な森林について、その機能が高度に発揮され、維持されるよう配備しており、保安林等制限林の面積は200haで民有林の5%を占めている。

#### 【保安林配備状況】

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	122.53ha	3.4%
土砂流出防備保安林	71.94ha	2.0%
土砂崩壊防備保安林	6.10ha	0.2%
合計	200.57ha	5.6%

### (3) 森林・林業の課題

森林は、飯綱町において、重要な里山環境であることから、当町の特色である豊かな自然と里山環境を守るために、住民、事業者、行政全てが自らの問題として捉え、環境保全に向けた取り組みが身近なところから着実に実践できるよう意識啓発を行っていく必要がある。

また、地球温暖化対策、温室効果ガス削減のために、木質バイオマスなどの再生可能なエネルギー利用への取り組みを調査、研究していく必要がある。

これら課題を具体的に解決していくためには、主伐をさらに進めていくことが必要となり、このためには、小規模で分散化している私有林を集約化して森林経営計画の策定を推進するとともに、間伐した木材が搬出されて、木質バイオマス等へ多く利用されるように、森林作業道など林内路網の整備を図ることが重要である。

また、被害先端地域に指定されている松くい虫防除については、更なる拡散の防止を図る。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、「千曲川下流地域森林計画」に即して下記のとおりとする。

具体的には、目指すべき森林を地区ごとに(2)のとおり定めて、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持する。

なお、各地区は、「第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものである。

【森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針】

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
水源涵養	<p>県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>① 林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の生育促進と樹木の根を発達させるため、間伐を実施する。</p> <p>② 健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。</p> <p>③ 不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせて配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる。</p> <p>④ 主伐による裸地は、縮小及び分散を図る。</p> <p>なお、利水施設等重要な水源の上流の森林は、水源かん養保安林への指定、市町村における公的管理を推進する</p>	<p>① 粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林</p> <p>② 階層構造が発達し、他樹種が混交する森林</p> <p>③ 齢級構成の高い森林</p> <p>④ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p>
山地災害防止/土壌保全	<p>災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」（森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編）に即した施業を基本とする。</p> <p>施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。</p>	<p>① 根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林</p> <p>② 樹冠が適度にうっ閉している森林</p> <p>③ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p> <p>④ 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
快適環境形成	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>① 樹種の多様性を増進する施業 ② 適切な保育・間伐等</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。(本町該当なし)</p>	<p>① 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林</p> <p>② 諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
保健・レクリエーション	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、条件によって、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>① 多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林</p> <p>② 必要に応じて保健・教育活動</p>
文化	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。</p> <p>風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする</p>	<p>① 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林</p> <p>② 必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
生物多様性保全	<p>森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。</p> <p>森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>	<p>① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林</p> <p>② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>
木材生産機能維持増進	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施する。</p> <p>その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、信州F・POWER プロジェクトによる建設施設への原木供給体制を整備する。</p> <p>「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。</p>	<p>木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林</p>

## (2) 地区ごとの目指すべき森林の姿

上記の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

袖之山地区を核としたエリアでは、成熟しつつあるスギ、カラマツ等人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進する。

東高原地区の一部においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、特定広葉樹の育成を図るとともに、歩道等の整備を促進する。

川上・柳里地区においては、間伐の推進と同時に、景観の維持・造成を図り、森林とのふれあい、都市住民との交流の場を提供するとともに、自然環境及び水源かん養を重視した森林整備を進める。

高坂・上村地区は、山地災害防止のため広葉樹の育成を図る森林施業を進めるとともに、高坂地区の一部についてスギ、カラマツの間伐を進める。

牟礼・豊野地区は、比較的住宅化の進んだ地域であり、残された里山林を保全するとともに地域住民の憩いの場として、住民の参加を得て森林の整備を推進する。

また、鉄道等重要施設が存在し、山地災害防止のため広葉樹の育成を図る森林施業を進める。

芋川北部等の地域は、斑尾山南面の重要な水源地帯で、一部では国立公園の特別区域にも指定されている。また、高速道路などの重要施設も存在し、成熟しつつあるスギ・カラマツ人工林の間伐を進めるとともに、水源かん養機能と山地災害防止に努めることを基本に大面積皆伐を避け、択伐や小面積皆伐にとどめ、長伐期施業や複層林化を進める。

芋川北部等以外の旧三水地域は住宅地、農耕地、森林が混在し典型的な里山地帯である。景観の保全と騒音の防止、防風、大気浄化など生活環境の保全に配慮するとともに、水源かん養と災害の防止に努める。

小面積皆伐施業、育成天然林施業、一部では針広混交林や択伐などの多様な施業を取り入れた森林づくりを進める。枝打ちの実施や広葉樹は薪炭及びきのこ原木に利用する。野生きのこ、山菜の採集の場づくりなど住民生活と密着した活用を図るなど里山の活性化に努める。なお、適地では長伐期施業や複層林化も取り入れる。

## (3) 計画期間内で特に森林・林業に関して取り組むこと

第2次飯綱町総合計画に基づき、美しい里山風景と水源のかん養や洪水防止など多面的機能を有する森林を保持するために間伐等の森林整備を推進する。また、地域新エネルギービジョンに基づき木質バイオマスエネルギー活用の検討を行う。

### ア 住民参加による里山保全・再生の推進

#### (ア) ヤマザクラなど広葉樹林の再生

「緑の羽根募金」の募金額に応じた配分を活用し、植樹事業等の緑化推進活動を行う者にヤマザクラなど広葉樹の幼木を配布し、里山環境の保護を図る。

#### (イ) 町有林の有効活用

住民が森林にふれあう機会のある場や里山の大切さを啓発し、広葉樹の植樹など住民主体の里山づくりを促進するとともに、林業事業者などと連携をとりながら森林資源の活用、事業化を検討する。

また、「森林の里親制度」を活用して、企業と連携し、町有林の整備を進める。

### イ 森林整備と獣害対策

整備が進みにくかった別荘地内や集落周辺の里山において、森林の持つ多面的機能の回復を図るために間伐などの整備を進めるとともに、獣類が出没しにくい環境をつくるため農地等との緩衝帯設置を推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林管理署、県、町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び、木材産業関係者及びの間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進する。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。



森林の里親契約調印式

## II 森林の整備

### 第1 立木竹の伐採（間伐を除く）

千曲川下流地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定める。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

#### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとする。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいう。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとする。

#### 【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。
択伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう。（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。）



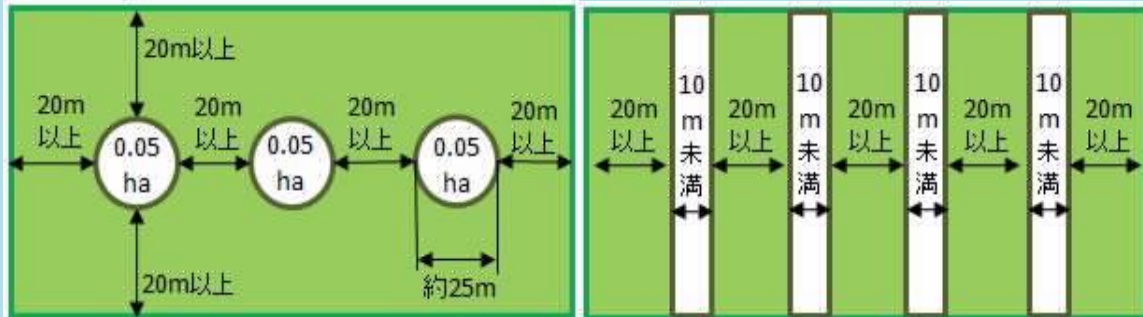
【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度（20m以上）の幅を確保する。</li> <li>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li> <li>④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。</li> <li>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は極力避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。</li> <li>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li> </ul>
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</li> <li>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</li> <li>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20 mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</li> <li>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</li> <li>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。  河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地  人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</li> </ul>
択伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</li> <li>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</li> <li>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</li> </ul>

### 【択伐施業の具体的な例】

○択伐（群状伐採）の例

○択伐（帯状伐採）の例



※ 保存帯は20 m以上とする。

群状伐採の1か所あたりの伐採面積は 0.05 ha 以下とする。

帯状伐採の1か所あたりの伐採幅は 10 m 未満とする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととし<sup>1</sup>ます。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県長野地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととする。)

## 第2 造林

千曲川下流地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定める。

### 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定する。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

#### (1) 対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ カラマツ、その他針葉樹、広葉樹	

## (2) 方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とする。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数とする。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

### イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間。

## 2 天然更新

### (1) 対象樹種

バッコヤナギ(ヤナギ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	フサザクラ(フサザクラ科)
--------------	-----------------	---------------

オノエヤナギ(ヤナギ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
その他ヤナギ類(ヤナギ科)	サワシバ(カバノキ科)	ホオノキ(モクレン科)
サワグルミ(クルミ科)	クマシデ(カバノキ科)	カスミザクラ(バラ科)
オニグルミ(クルミ科)	アカシデ(カバノキ科)	オオヤマザクラ(バラ科)
ヨグツミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)	ウワミズザクラ(バラ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	コナラ(ブナ科)	イヌザクラ(バラ科)
シラカンバ(カバノキ科)	ミズナラ(ブナ科)	シウリザクラ(バラ科)
ダケカンバ(カバノキ科)	クヌギ(ブナ科)	アズキナシ(バラ科)
ネコシデ(カバノキ科)	カシワ(ブナ科)	キハダ(ミカン科)
ハンノキ(カバノキ科)	クリ(ブナ科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ケヤマハンノキ(カバノキ科)	オヒョウ(ニレ科)	ウリハダカエデ(カエデ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	エノキ(ニレ科)	トチノキ(トチノキ科)
ヤハズハンノキ(カバノキ科)	エゾエノキ(ニレ科)	シナノキ(シナノキ科)
ミヤマハンノキ(カバノキ科)	ハルニレ(ニレ科)	オオバボダイジュ(シナノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ケヤキ(ニレ科)	リョウブ(リョウブ科)
ハリギリ(ウコギ科)	アカマツ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
コシアブラ(ウコギ科)	カラマツ(マツ科)	スギ(スギ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	キタゴヨウ(マツ科)	ヒノキ(ヒノキ科)
ミズキ(ミズキ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	サワラ(ヒノキ科)
クマノミズキ(ミズキ科)	ウラジロモミ(マツ科)	クロベ(ネズコ)(ヒノキ科)
コバノトネリコ(モクセイ科)	オオシラビソ(マツ科)	イチイ(イチイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	トウヒ(マツ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
アサダ(カバノキ科)	タムシバ(モクレン科)	ズミ(バラ科)
イヌエンジュ(マメ科)	コミネカエデ(カエデ科)	コブシ(モクレン科)
カツラ(カツラ科)	オオモミジ(カエデ科)	ミネカエデ(カエデ科)
ミヤマザクラ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)	ヤマモミジ(カエデ科)

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考としました。長野・北信地域樹種  
ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数（参考）		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径（参考）
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ（ブナ科）	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ（ブナ科）	10 cm	20 本	40 cm
	クリ（ブナ科）	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ（モクレン科）	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ（バラ科）	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ（カエデ科）	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ（カエデ科）	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ（カバノキ科）	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ（カエデ科）	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ（ウコギ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ（ミズキ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ（リョウブ科）	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種（平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参考としました。

## （2）方法

### ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方法	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、原則として次の調査方法により行う。(必要な場合は、長野県長野地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

##### ① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定する。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とする。

##### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置する。

##### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。

なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とする。

##### c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管する。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとする。)なお、調査記録は、永年保存する。

##### ② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、千曲川下流地域森林計画書の表3-13を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

### ③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施することとする。

#### （3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度から 5 年を経過する日までの期間とする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

### 1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3 - 2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。また、近年のニホンジカ等による食害により更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

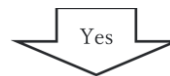
#### 「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋

##### ○「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定例

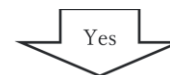
#### 1 現況が針葉樹人工林である



#### 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない (堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)

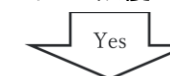


#### 3 周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない



#### 4 林床に更新樹種が存在しない

- ・ 過密状態にある森林
- ・ シカ等による食害が激しい森林
- ・ ササが一面に被覆している森林 など



#### 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面 積	備 考
25は・に	25.98	

森 林 の 区 域	備 考
原則として（木材生産機能維持増進森林の）針葉樹人工林を対象とする。ただし、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能樹種生育地を除く。	

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとする。

#### 5 その他

(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林適地はそれらを植栽する。

また、高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図る。

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導の徹底

伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、開発業者、伐採業者にも周知徹底を図る。

### 第3 間伐及び保育

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
カラマツ	標準	2,300	11	16	24	39	58	-

(地位級Ⅰ)			(39%)	(39%)	(37%)	(38%)	(-%)	
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものである。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとする。

また、本町では、55年生から65年生の人工林の林分が多く占めているが、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとする。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

### イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。

枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に 応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

### 3 その他

#### (1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

#### (2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定する。木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定する。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

#### (1) 水源涵養機能維持増進森林

##### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定める。

##### イ 森林施業の方法

次の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるとおり。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

#### (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定める。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定める。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限とする。

ただし適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの① から④ の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定める。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。

施業種	施業の方法	
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。	
間伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。	
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カラムルキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森 林 ※標準伐期齢+10 (年)	12 い・ろ、25 い～に、26 い～は 27 い・ろ、28 い、1002 ろ 1013 い～と、 1018 い・ろ・に・ほ・と・ち	291.05
	長伐期施業を推進すべき森 林 ※標準伐期齢×2 (山地災害防止/土壌保全機能増進 森林との重複)	12 は～ほ、13 い、16 い、17 い 18 い～に、23 ぬ・る 24 い・ろ、と～る・わ・か、28 い 1001 ろ、1002 い・に・ほ、1010 へ 1011 い～は、1012 り、1018 は・へ 1020 り・ぬ、1021 い	404.83
	複層林施業を推進すべき森 林 (択伐によるものを除 く) (保健文化機能増進森林と重複)	17 ろ～る、24 は～へ・を、28 ろ 30 い・ろ、1005 へ・と、1014 い～に 1015 い～ほ、1016 い～は、1017 い～は	428.01
	特定広葉樹の育成を行う森 林施業を推進すべき森林 (保健文化機能増進森林と重複)	26 ろ、27 ろ	73.27
計			1,197.16

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止/ 土壌保全機能維 持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 ※標準伐期齢×2 (年)	1 い～に、2 い・ろ・に・ほ 3 ほ・へ、9 い、12 は～ほ、13 い 16 い、17 い、18 い～に、23 ぬ・る 24 い・ろ・と～る・わ・か 28 い、1001 ろ、1002 い・に・ほ 1010 へ、1011 い～は、1012 り 1018 は・へ、1020 り・ぬ 1021 い、1026 い～ほ、1032 い・ろ 1033 は、1035 は・に、1036 ほ・へ 1037 は・ほ・へ、1040 い～は 1041 い～は	635.33

快適環境形成機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
保健文化機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 ※標準伐期齢×2(年) (山地災害防止/土壌保全機能増進森林と重複)	23ぬ・る、24い・ろ・り、1033は	90.16
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	17ろ～る、24は～へ・を、28ろ 29い、30い・ろ、1005へ・と 1014い～に、1015い～ほ 1016い～は、1017い～は 1033に～へ	479.38
	特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林	26ろ、27ろ	73.27
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
計			1,278.14

【別表3】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
林 木材生産機能維持増進森林			1ほ～と、2は・へ～ぬ、3い～に 4い～ち、5い～と、6い～へ 7い・に、8い～に、10い～ほ 11い～に、12い～ほ、13い～に 14い～は、15い～は、16い～ぬ 17を～よ、18い～に、19い・ろ 20い～ち、21い～ち 22い～ほ・と、23い～り 25い・は、26ろ・は、27い・ろ	2478.32



		1001 い・は・に・ほ、1002 い・は 1003 い～ほ、1004 い～に 1005 い～ほ、1006 い～へ 1007 い～ほ、1008 い～と 1009 い～へ、1010 い～ほ・と～ぬ 1011 に～ち、1012 い～ち 1019 い～へ、1020 い～ち 1021 ろ～ぬ、1022 い～ち 1023 い～は、1024 い～へ 1025 い～ほ、1026 ほ、1027 い～に 1028 い～は、1029 い～は 1030 い～に、1031 い～ほ、1032 は 1033 い・ろ、1034 い～へ 1035 い・ろ・ほ、1036 い・ろ・に 1037 い・ろ・に、1038 い～へ 1039 ろ～ほ	
水源涵養	伐期の延長を 推進すべき森 林※標準伐期 齢+10 (年)	25 い～に、26 い～は、27 い・ろ 1013 い～と 1018 い・ろ・に・ほ・と・ち	249.74
山地災害防止 / 土壌保全	長伐期施業を 推進すべき森 林※標準伐期 齢×2 (年)	18 い～に、24 ぬ・る・わ・か 1018 は・へ 9 い、1026 い～は・ほ、1032 い・ろ 1035 は・に、1036 へ 1037 は・ほ・へ、1041 は	227.99
快適環境形 成	複層林施業		
	択伐による複層 林施業		
	長伐期施業		
保健文化	複層林施業を 推進すべき森 林 (択伐によ るものを除 く)	1033 に～へ	10.64

	その他公益的 機能	複層林施業		
		択伐による複層 林施業		
		長伐期施業		
特に 効率的な 施業が 可能な 区域		皆伐 ※人工林につ いては、原則 として、主伐 後には植栽に よる更新を行 うこと。	4い～ち、5い～と、8い～に、 10い～ほ、11い～に、12い～ほ 13い～に、14い～は、15い～は 16い～ぬ 17い・よ、18い～に 19い・ろ、20い～ち、21い～ち 22い～ほ・と、25い・は 26ろ・は、27い・ろ	1069.66  (合計面積に 制限林が含ま れる場合あり)
計				4036.35

※当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内での伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

### 3 その他

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当町においては、森林林業関係のNPO法人は森林所有者と施業実施協定の締結には至っていないため、今後、施業実施協定の参加を推進するために、県等関係機関と協力し、各種研修や森林所有者への情報提供など必要に応じて支援を行うものとする。

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

飯綱町における森林の所有規模は1ha未滿の零細規模が多く、また、森林所有者は高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっている。

このため、森林施業を計画的、効率的に行うために、不在又は高齢等のため森林の管理を行うことができない森林所有者と意欲ある森林組合等林業事業体との長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

### 2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

地域単位に組織された「集落協議会」等を活用し、森林組合等林業事業体、NPO法人、林業普及指導員、地域指導者等と連携を図りながら、委託による森林の施業又は管理の実施等について森林所有者の理解を深めるため、地区単位の懇談会の開催など普及啓発活動を展開する。

また、森林組合等林業事業体へは森林の経営の受委託に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、経営規模拡大を促進し、林業事業体の基盤の強化を図る。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

#### (1) 経営の受委託の方法

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林所有者及び森林組合等林業事業体等で前者の所有する森林の経営を目的とした森林経営委託契約を締結するよう指導を図る。

#### (2) 育成権の委任等

上記の受委託契約の内容には、森林所有者から当該森林に係る立木の育成権、立木の処分権、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねられている事が必要になることを所有者に周知することとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかける。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

なお、国有林の近接地では、北信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討を行う。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかける。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。

- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかける。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図る。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するため路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)			
		基幹路網		細部路網	計
		林道	林業専用道	森林作業道	
緩傾斜地 (0° ~15° 未満)	車両系	15~20	20~30	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30° 未満)	車両系	15~20	10~20	50~160	75~200
	架線系			0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~35° 未満)	車両系	15~20	0~5	45~125	60~150
	架線系			0~25	15~50
急傾斜地 (35° ~ )	架線系	5~15	—	—	5~15

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進する。

### 3 作業路網の整備

#### (1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規程及び指針に基づき基幹路づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林道専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 路線 数	利用区域 面積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	川上	霊仙寺	2,000	52	○	40481	
				計 1 路線 2,000m 前期 600m 後期 1,400m					

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の指針に基づき細部路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進する。特に次代の森林・林業を担う 20 代から 30 代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業者と一体となって支援する。

また、林業が水源涵養<sup>かん</sup>や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努める。

そのために、森林組合等林業事業者に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながらか林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業者と検討に努めるものとする。

#### 【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材	町内一円	チェーンソー、プロセッサ ハーベスタ フォワーダ、トラクタ スイングヤーダ トラック	チェーンソー、プロセッサ ハーベスタ フォワーダ スイングヤーダ、 タワーヤーダ トラック
		地拵下刈	チェーンソー 刈払機
造 林 保 育 等	枝打ち	人力	人力

### 3 林産物の利用促進に必要な施設の整備

森林資源の成熟にともない、今後、間伐材を中心とした地域材の有効利用が期待されている。こうした状況の中で、当地域における生産流通・加工体制については、長野市にある「北信木材センター」への出荷が多数であり、製材工場も小規模の個人経営では規模の拡大も余り望めない現状であるため、近隣の市町村及び木材加工事業者等と連携し、加工体制の整備に必要な施設の設置等について研究を行う。

### Ⅲ 森林の保護

#### 第1 鳥獣害の防止

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、当町では、今のところ目立つ対象鳥獣による被害がないため、区域の設定を行わない。

###### (2) 鳥獣害の防止方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布・塗布、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

##### 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行う。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

##### 1 森林病虫害の駆除又は予防の方法

###### (1) 松くい虫の被害防止

松くい虫の被害は、近年横ばい状態ではあるが依然として高齢級の松林を中心に被害が発生している。このような状況から森林組合等林業事業体を中心に、被害木の伐倒駆除及び地上散布、樹種転換を実施する。

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努める。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努める。

###### (2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

###### (3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

###### (4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

###### (5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施する。

貴重な動植物の保護に留意して森林整備等を進めるとともに、広葉樹への誘導・育成、針広混交林の導入等を通じ、野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林づくりを進める。

## 3 林野火災の予防の方法

森林所有者に対しては、森林国営保険の加入を勧め、また一般住民に対しては関連イベント等により山火事予防の普及・啓発を図る。

また、森林レクリエーションのための利用者が多く、山火事等の被害が発生する恐れのある地域を対象に、森林被害の未然防止を図ることを目的として、森林整備を担う森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討する。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合は、森林法第21条に基づき実施しなければならない。十分な消火設備を準備するとともに、緩衝帯を設け周囲に延焼させないように細心の注意をはらうよう実施者に指導を行う。

また、宅地等施設付近では火入れを行わないよう指導する。

そのため、飯綱町では、火入れの許可に当たっては、下記のこと留意する。

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）
許可条件	期間（7 日以内）面積（1 件当たり 5ha 以内） 従事者（0.5ha まで 15 人以上） ※ 0.5ha を超える場合は、超える部分の面積 0.5ha あたり 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに町長に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し



## IV 森林の保健機能の増進

### 1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

保健機能森林の区域

該当なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

施業の区分		施業の方法		
		複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間伐		単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 $Ry$ が $0.75$ 以下となるよう間伐する。		
伐採	林齢	標準伐期齢以上		
	方法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
		立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。		

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施設名
該当なし	

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項  
該当なし

(3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
カラマツ	25	

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとする。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
該当なし		

### 2 生活環境の整備

移住希望者や子育て世代の若者の定住促進をめざし、住民や関係機関との連携により空き家情報の把握と調査を実施し、空き家バンクとして整備し、町ホームページなどで積極的な情報を発信するとともに、移住希望者や町内の若者が定住するための助成を含めた支援制度を整備する。

### 3 森林整備を通じた地域振興

地域材や地域の特産林産物、林業にかかわる伝統技術等地域の森林資源を活用した地域活性化について研究を行う。

### 4 森林の総合利用の推進

いづなアップルミュージアム及び霊仙寺湖周辺の森林については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、特定広葉樹の植栽、不良木の除去とともに、管理施設、遊歩道等の施設整備を進めることとする。

また、住宅地隣接地域は、広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、住民の憩いの場にもなっている。

このため、この地区の里山林を保全するとともに自然散策の拠点となるよう、下刈り、不良木の除去、萌芽更新、特定広葉樹の植栽、遊歩道等の整備を行うこととする。

### 5 住民参加による森林の整備

#### (1) 地域住民参加による取組

各地区が所有する区有林の里山林整備の一環として、区民をはじめ山に興味のある人やボランティア活動による枝打ち・下草刈り作業を実施する。

また、町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さと緑に対する興味を育む。こうした取り組みを推進するため、緑の募金事業等を活用していく。

#### (2) 上下流連携による取組

該当なし

#### (3) その他

該当なし

### 6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

### 7 その他

#### (1) 町有林の経営に関する事項

本町は現在人工林を中心に 224.5ha の森林を所有しており、人工林については、森林組合等林業事業体へ保育、間伐等を委託し実施することとする。

長野県森林づくり県民税事業である「森林の里親促進事業」を活用し、霊仙寺湖周辺の町有林「桂山」を中心に、広葉樹の植栽や下草刈り等の森林林整備を実施し、町有林の保全を推進する。

#### (2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

埋蔵文化財包蔵地内で森林整備を行う場合は、事前に飯綱町教育委員会と協議を行うこととする。

また、作業実施中などに遺跡や遺物を発見したときは、ただちに飯綱町教育委員会へ連絡することとする。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和2年1月	聞き取りによる	長野森林組合
令和6年1月	聞き取りによる	長野森林組合 北信木材生産センター協同組合

2 公告・縦覧期間

令和2年 2月 5日 ～ 令和2年 3月 5日

令和6年 1月29日 ～ 令和6年 2月29日

3 計画作成者

課・係	職	氏名	備考
産業観光課耕地林務係	主事	黒柳 公太	
産業観光課耕地林務係	主任	齋藤 優太	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
長野地域振興局	林務課普及係	専門幹兼担当係長	山本 栄治	
長野地域振興局	林務課普及係	主事	渡辺 祐介	
長野地域振興局	林務課普及係	担当係長	泉川 寛子	

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内 (令和6年4月1日から)	

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 世帯数及び人口の推移

年次	世帯数	総数	男	女	1世帯当たり構成員数
H2	3,205	12,830	6,211	6,619	4.0
H7	3,572	13,292	6,460	6,832	3.7
H12	3,676	13,062	6,338	6,724	3.6
H17	3,776	12,504	6,078	6,426	3.3
H22	3,788	11,865	5,715	6,150	3.1
H27	3,769	11,063	5,360	5,703	2.9

資料:総務省統計局「国勢調査報告」(各年10月1日現在)

#### (2) 年齢3区分人口

総数	年齢3区分人口及び割合			人口指数			
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
10,926人	1,019人 9.9%	5,095人 49.5%	4,182人 40.6%	19.6	67.1	86.7	342.1

資料:総務省統計局「国勢調査報告」(H27.10.1)※分類不能の人口は含まれません。

#### (3) 産業(大分類)別15歳以上就業者数

区分	総数	男	女	区分	総数	男	女
総数	6,412	3,482	2,930	総数	6,412	3,482	2,930
農業	1,539	836	714	第1次産業	1,550	836	714
林業	11	9	2				
漁業	-	-	-				
鉱業	-	-	-				
建設業	550	468	82	第2次産業	1,422	1,073	349
製造業	872	605	267				
電気ガス熱供給水道業	28	21	7	第3次産業	3,301	1,505	1,796
情報通信業	87	59	28				
運輸郵便業	216	190	26				
卸売小売業	706	336	370				
金融保険業	81	32	49				
不動産、物品賃貸業	29	15	14				
サービス業 (他に分類されないもの)	1,960	716	1,244				

公務(他に分類されないもの)	194	136	58				
分類不能の産業	139	68	71	分類不能の産業	139	68	71

## 2 森林経管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
	未設定		